

## 【フランス】若年層の雇用創出を目的とする新たな雇用制度の創設

海外立法情報課・服部 有希

\* 2012年10月26日に、オランダ大統領の優先政策課題である若年層の雇用創出を目的とする法律が制定された。同法により、若年層を対象とする新たな雇用制度が創設された。

### 1 立法の背景

2012年5月に誕生したオランダ政権は、教育、雇用、社会参入等の各分野における若年層問題の解決を優先的な政策課題の1つとしている。このうち、若年層の雇用は、特に重要な課題である。フランスでは、職業教育資格（職業適格証及び職業教育免状）やバカロレア（中等教育終了と高等教育入学資格を併せて認定する国家資格）を取得せずに学校教育を修了する若年層が毎年約12万人に上る。このうち、学校教育の終了直後に安定した雇用を得る者は、3分の1程度に過ぎず、残りは、初めて無期雇用契約を締結するまでに平均で4年以上かかるという調査結果が出ている。学校教育を終えてから4年間までのこれらの若年層の失業率は、45%にも上る。さらに、職業教育資格やバカロレアを取得した者の失業率も高く、大きな問題となっている。

そこで、若年層を対象とする新たな雇用制度である「将来雇用制度（*emploi d'avenir*）」と「教員将来雇用制度（*emplois d'avenir professeur*）」の創設を目的として、将来雇用制度の創設に関する2012年10月26日の法律第2012-1189号（注1）が制定された。同法は、主に労働法典を改正するものである。

### 2 将来雇用制度(第1条)

将来雇用制度は、若年層が、特殊な雇用契約に基づき、職業訓練等の支援を受けながら非営利団体等で就労し、将来的にその経験を基に安定した職に就くことを目指す制度である。対象者は、原則として、この雇用契約の締結時点において16歳から25歳までの者であって、職業教育資格やバカロレアを有しない求職中のもの又は職業教育資格を有しているが求職中のものである。ただし、障害労働者の認定を受けている者については、30歳未満であれば将来雇用制度を利用できる。

将来雇用制度に基づく雇用契約は、無期雇用契約又は有期雇用契約である。有期雇用契約の場合、契約期間は3年間となる。労働者の特別の事情等により、この期間を短縮することもできるが、1年未満であってはならず、契約締結後に3年まで延長することも可能である。将来雇用制度に基づく有期雇用契約を締結した者は、契約期間満了から1年間は、雇用先のあつせんを雇用主から優先して受けることができる。雇用主は、将来雇用制度の対象者の資格や能力に見合う職に関する情報を提示し、この者が採用された場合には、試用期間を免除しなければならない。

将来雇用制度における雇用主は、非営利部門で活動する組織で、①私法上の非営利

団体、②地方公共団体及びその連合体、③国を除く公法上の法人（公役務を運営する公施設法人等）、④失業問題に取り組む企業団体である「参入及び資格のための雇用主団体（groupements d'employeurs pour l'insertion et la qualification : GEIQ）」、⑤「経済活動による参入（insertion par l'activité économique : IAE）」を実施する組織（国と協定を締結し、失業者等を有期で雇用し、職業訓練等により安定した職に就くことを支援する組織）（注 2）、⑥公役務を運営する私法上の法人である。なお、一部の営利企業等も将来雇用制度における雇用主となることができるが、その条件は、別にデクレ（政令）で定める予定である。将来雇用制度の枠組みで雇用主となった者は、国から財政的援助を受けることができる。援助期間は、当該雇用契約期間内の 1 年以上 3 年以下である。援助額は、デクレで定める予定であるが、非営利部門の組織については、法定最低賃金の 75%、営利部門の企業等については、法定最低賃金の 35%と想定される。

### 3 教員将来雇用制度（第 4 条）

教員将来雇用制度は、教員を目指す学生の支援制度で、大学で修学しながら、教育機関で就労することを可能とするものである。教員将来雇用制度の対象者は、学士課程第 2 学年若しくは第 3 学年又は修士課程第 1 学年に在籍し、契約締結時において 25 歳以下である者のうち、高等教育奨学金（高等教育を受けるにあたり経済的困難を抱える学生に支給）の奨学生である。

教員将来雇用制度は、1 年間の有期雇用契約（最大 3 年まで延長可能）として締結される。契約を締結した学生は、大学での学業と教員試験の準備と並行して、教育機関（幼稚園、小学校、中学校、高校等）で就労することになる。契約を締結した学生に与えられる職務は、教育の補助や学校生活の支援である。契約を締結した学生には、教育機関が任命する個別指導者がつき、指導を受けることができる。教員将来雇用制度における労働形態は、週の合計労働時間が 17 時間半以下のパートタイム労働である。就労日及び就労時間は、本人の学業との兼合いを考慮して決めることができる。

対象者は、法定最低賃金の給与と月 217 ユーロの奨学金を受けすることができる。これらの額と元々支給を受けている高等教育奨学金の額とをあわせて、教員将来雇用制度の対象者は、月額平均 900 ユーロを得ることができると試算されている（注 3）。

注（インターネット情報は、2012 年 12 月 17 日現在である。）

(1) Loi n° 2012-1189 du 26 octobre 2012 portant création des emplois d'avenir.

(2) IAE については次を参照。服部有希「フランスにおける最低所得保障制度改革：活動的連帯所得手当 RSA の概要」『外国の立法』253 号, 2012,9, pp.33-85.

<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3531902\\_po\\_02530003.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3531902_po_02530003.pdf?contentNo=1)>

(3) Ministère de l'Éducation nationale, “*Emplois d'avenir professeur.*”

<[http://cache.media.education.gouv.fr/file/11\\_novembre/61/6/2012\\_Emploi\\_d\\_avenir\\_professeur-depliant\\_234616.pdf](http://cache.media.education.gouv.fr/file/11_novembre/61/6/2012_Emploi_d_avenir_professeur-depliant_234616.pdf)>